

○日田市分担金徴収条例

昭和39年3月31日

条例第23号

改正 令和6年7月2日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条及び土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4において準用する法第36条の規定に基づいて徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、次に掲げる事業について、特に利益を受ける者（市営土地改良事業にあつては当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者をいい、移動通信用鉄塔施設整備事業にあつては電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下「受益者」という。）から、受益の限度において、これを徴収する。

(2) 農地災害復旧事業

(3) 農業用施設災害復旧事業

2 前項各号に掲げる事業に係る分担金の率は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

分担金を徴収する事業	分担金の率	備考
農地災害復旧事業	総事業費の10分の1.5	総経費のうち、国又は県からの補助金の交付を受ける事業にあつては、
農業用施設災害復旧事業	総事業費の10分の1	当該補助金を控除した額を総経費とする。